証券コード　414A
2026年11月12日
（電子提供措置の開始日　2026年11月５日）

株　主　各　位

東京都品川区西五反田八丁目１番５号
株式会社オーバーラップホールディングス
代表取締役社長　永　田　勝　治

第５回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第５回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://hd.over-lap.co.jp/ir/stock/meeting

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「オーバーラップホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「414A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示いただき、2026年11月26日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

当日のお土産の配布はございません。

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月27日（金曜日）午前10時(受付開始　午前9時30分)

2．場　　所　東京都千代田区丸の内１丁目８番２号
鉄鋼ビルディング　南館４階　鉄鋼カンファレンスルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第５期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第５期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款第15条第２項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

・事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
・連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「マンガ・ノベル・アニメ・ゲーム・WEB――あらゆるメディアと多彩な才能をオーバーラップさせ世界に広がるIPを創り出し続ける。」という経営理念・経営方針のもと、業界の常識や、１つのメディアに縛られることなく、最適なメディアでコンテンツを生み出し、メディアミックスによって作品世界をさらに拡大・波及させていくことに挑戦し、業界・国境の垣根を越え、新しい才能とともにエンターテインメント業界の最前線へと駆け上がっていくことを目指しています。

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安によるインバウンド需要や賃上げなどの雇用改善により、生産、貿易、消費などの経済活動が緩やかな回復傾向となっている一方、資源エネルギーの高騰による物価上昇の影響を受け、実質個人消費の回復ペースは鈍化しております。当社グループを取り巻く事業環境としては、紙の出版市場が縮小している一方で、電子出版へのシフトによってコンテンツ自体に対する需要は底堅く推移しておりますが、過年度と比較して成長は鈍化傾向にあります。

このような環境の中、当社グループは継続的な新規IPの創出と、保有する既存IP価値の維持向上への取り組みを継続することにより、着実に収益を積み上げております。当連結会計年度においては、当社グループが原作を保有するアニメ作品が４作品放映開始となるなど、当社グループが保有するIPをもとにしたメディアミックス展開への取り組みについても注力してまいりました。一方、当社の上場関連費用等の一過性の費用の発生や、単行本発売増加に向けた先行投資の拡大により、営業費用は増加しました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上収益8,522百万円（前期比0.2％減）、売上総利益4,020百万円（前期比11.4％減）、営業利益2,392百万円（前期比20.9％減）、税引前利益2,151百万円（前期比25.1％減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,599百万円（前期比22.6％減）となりました。

② 設備投資の状況
重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況
当社は、2026年３月23日開催の取締役会において、6,300百万円の資金の借入及び既存借入金6,300百万円の期限前弁済を行うことを決議し、2026年3月31日に実行しております。当該資金の借入及び既存借入金の返済は、中長期的な資金調達の安定化を図るとともに、既存借入金において付されていた財務制限条項の解消を含む契約内容の改善を行うことにより、さらなる財務基盤の維持・強化のために実施したものです。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	(IFRS)	(IFRS)	(IFRS)	(IFRS)
	第 2 期 (2023年８月期)	第 3 期 (2024年８月期)	第 4 期 (2025年８月期)	第 5 期 (当連結会計年度) (2026年８月期)
売上収益 (百万円)	7,781	8,403	8,535	8,522
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	806	1,147	2,067	1,599
基本的１株当たり当期利益 (円)	40.33	57.38	103.36	79.90
資産合計 (百万円)	19,346	18,223	18,575	19,467
資本合計 (百万円)	6,817	6,766	8,128	9,058
１株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	340.85	338.30	406.40	451.20

(注) 1．当社は、第２期より国際会計基準（IFRS）による連結計算書類を作成しております。

2．当社は、2025年３月11日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第２期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的１株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	(日本基準)	(日本基準)	(日本基準)	(日本基準)
	第 2 期 (2023年８月期)	第 3 期 (2024年８月期)	第 4 期 (2025年８月期)	第 5 期 (当事業年度) (2026年８月期)
売上高 (百万円)	－	－	309	2,654
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△26	△24	△6	2,124
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△5	△25	△59	2,191
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△) (円)	△0.29	△1.28	△2.97	109.48
総資産 (百万円)	6,865	6,875	11,522	12,717
純資産 (百万円)	6,851	5,627	4,859	6,375
１株当たり純資産額 (円)	342.56	280.13	241.72	316.41

（注）１．当社は、2024年12月１日を効力発生日として株式会社Musaが旧株式会社オーバーラップホールディングスを吸収合併した上で商号変更しております。

２．当社は、2025年３月11日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第２期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社オーバーラップ	101百万円	100.0%	当社グループのエンターテインメント事業の運営
株式会社オーバーラップ・プラス	9	100.0	当社グループのエンターテインメント事業の運営

② 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社オーバーラップ	東京都品川区西五反田八丁目１番５号	9,314 百万円	12,717 百万円

(4) 対処すべき課題

① 優秀な人材の確保・育成

当社グループのコンテンツIPは小説投稿サイトやSNSを通じて、当社グループの編集担当者の目利きにより発掘され、その後作品として刊行されます。そのため編集担当者には幅広い知識とスキルが求められます。

また、消費者ニーズを的確に捉えたコンテンツIPの創出とあわせて、IP数の増加への取り組みを重視しており、今後当社グループの成長を支える編集担当者の確保は非常に重要であるものと認識しております。

当社グループでは、中途採用を積極的に活用することに加え、定期的に新卒採用を実施することで、将来の成長を担う人材を確保できるよう努めております。また、採用後においても、当社グループで存分に力を発揮できるよう、業務を通じたトレーニングのほか、研修制度等の充実にも努めております。

② 魅力的なコンテンツIPの創出及びメディアミックス展開

当社グループのビジネスモデルは魅力的なコンテンツIPに支えられております。魅力的なコンテンツIPの源泉はクリエイターが生み出すものであり、クリエイターとの関係構築は非常に重要であると認識しております。

当社グループとしましては、既存の取引関係があるクリエイターと良好な関係を継続することとあわせて、新規IPの創出の過程において新たなクリエイターとのつながりを持ち、関係性を深めていくよう努めております。また、メディアミックスによってコンテンツの魅力を多角的に展開し、IP価値の向上に取り組んでまいります。

③ 海外展開

当社グループでは現在、ライセンスを中心として海外への販売を行っております。海外のコンテンツIP市場は今後高成長が見込まれることもあり、当社グループでは既存ライセンス国におけるライセンシー拡大や、ライセンス先の地域の拡大などに取り組んでまいります。

④ 財務体質の強化

当社グループは、継続的で安定した事業基盤の構築に向けて、高い収益性とキャッシュ・フロー創出力を重視した経営を徹底し、株主還元や成長投資とのバランスに留意しつつ、強固な財務体質を維持することが重要な課題であると考えております。

⑤　内部管理体制の更なる強化

当社グループの更なる成長のためには、業務の効率化や、事業の規模やリスクに応じた内部管理体制の更なる強化が重要な課題であると認識しております。今後も、事業上のリスクを適切に把握・分析した上で、リスク管理規程やコンプライアンス規程等の改定、社内教育の充実等を通じて、適正な内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社２社で構成され、主にライトノベル（注）やマンガをはじめとしたコンテンツIP（Intellectual Property）を取り扱うエンターテインメント事業（単一セグメント）を運営しており、持株会社である株式会社オーバーラップホールディングスと事業を担う株式会社オーバーラップと株式会社オーバーラップ・プラスから構成されております。

（注）イラスト付きの娯楽小説

(6) 主要な営業所及び工場（2026年８月31日現在）

①　当社

本　　社	東京都品川区

②　子会社

株式会社オーバーラップ	東京都品川区
株式会社オーバーラップ・プラス	東京都品川区

(7) 使用人の状況（2026年８月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
エンターテインメント事業	102 (15) 名	17名増 (1名増)
合計	102 (15)	17名増 (1名増)

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．当社グループはエンターテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9（−）名	3名増（−）	38.8歳	3.7年

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．平均勤続年数は、グループ企業からの転籍・受入出向者については転籍前の在籍会社や出向元における勤続年数を含めて記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,686百万円
株式会社横浜銀行	1,000
株式会社北陸銀行	1,000
株式会社名古屋銀行	400
株式会社南都銀行	100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2026年８月31日現在）

① 発行可能株式総数　80,000,000株
② 発行済株式の総数　20,076,000株
③ 株主数　9,913名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社小学館	2,557千株	12.74%
株式会社ポケモン	2,557	12.74
ＫＫＮ合同会社	1,200	5.98
岩﨑篤史	1,000	4.98
ＯＳＫ合同会社	1,000	4.98
ＮＩＣ Ｆｕｎｄ ＩＩ Ｃａｙｍａｎ，ＬＰ	926	4.61
有限会社カイカイキキ	801	3.99
永田勝治	800	3.98
Ｃｅｒａｓｕｓ Ｆｕｎｄ ＩＩ Ｃａｙｍａｎ，ＬＰ	779	3.88
Ｗｉｓｔｅｒｉａ Ｆｕｎｄ ＩＩ Ｃａｙｍａｎ，ＬＰ	754	3.76

（注）自己株式は所有しておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	永田　勝治	株式会社オーバーラップ　代表取締役会長
代表取締役副社長	原田　直樹	株式会社オーバーラップ　代表取締役社長 株式会社オーバーラップ・プラス　代表取締役社長
取締役	岸川　雄吾	管理部長 株式会社オーバーラップ　取締役 株式会社オーバーラップ・プラス　取締役
取締役 （常勤監査等委員）	名子　俊男	株式会社オーバーラップ　監査役
取締役 （監査等委員）	谷田　昌広	株式会社WHI Holdings 社外取締役（監査等委員） ACワークス株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役 （監査等委員）	秋里　英寿	株式会社日本企業成長投資　パートナー 株式会社オーバーラップ　取締役 Japan Eyewear Holdings株式会社　取締役（監査等委員） 株式会社サング　取締役 トーテックアメニティ株式会社　取締役 TS株式会社　取締役 株式会社甲羅　取締役 Foundation株式会社　取締役

（注）１．取締役名子俊男、谷田昌広及び秋里英寿の各氏は、社外取締役です。

２．取締役（常勤監査等委員）名子俊男氏は、プライム上場企業等における監査役を歴任し、他業種における豊富な経験と多岐にわたる幅広い知識・情報などに基づく高い見識を有しております。

・取締役（監査等委員）谷田昌広氏は、資本市場・国際ディールの知識並びに豊富な経験を持ち、また、経営者としてもプライム上場企業における財務経理・管理部門を中心に幅広く豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・取締役（監査等委員）秋里英寿氏は、他企業の役員を歴任し企業経営に深く携わっており、経営・財務に関する相当程度の知見を有しております。

3. 情報収集の充実を図り、会計監査人及び内部監査担当等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、名子俊男氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 取締役名子俊男、谷田昌広の両氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項各号の額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当会社（会社法上の子会社を含む）の役員等（会社法上の取締役、監査役、管理職従業員）、並びに、退任した役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を塡補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償及び法令に違反することを認識しながら行った行為の場合等には塡補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役及び監査等委員である取締役の報酬については、以下のとおり、株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、この項においては同じ。）全員及び監査等委員全員のそれぞれの報酬総額の限度額を決定しております。なお、定款上の取締役員数は10名以内、監査等委員である取締役員数は５名以内です。

当社は、取締役会の諮問機関として任意の指名報酬諮問委員会を設置し、委員長を独立社外取締役としております。指名報酬諮問委員会では、取締役が受ける報酬等の方針や取締役の個人別の報酬等の内容を審議の上、取締役会に答申することとしております。

・取締役報酬額

年額500百万円（2024年11月26日定時株主総会決議。当該株主総会終結時点の取締役の員数は４名）

・監査等委員である取締役報酬額
　年額100百万円（2024年11月26日定時株主総会決議。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名）

〔取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬決定の基本方針〕
１．役員報酬決定の基本方針
　当社は、取締役会の諮問機関として任意の指名報酬諮問委員会を設置し、委員長を独立社外取締役としております。指名報酬諮問委員会では、取締役が受ける報酬等の方針や取締役の個人別の報酬等の内容を審議の上、取締役会に答申することとしております。

　役員報酬決定方針については、2024年11月26日開催の取締役会において決議されており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定月額報酬で構成されており、役職、役位及び業績の状況に応じて報酬金額を検討しております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬は、指名報酬諮問委員会において審議した上で報酬案を決定し、当該原案に基づき、代表取締役が取締役の個人別報酬を決定しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

２．ストック・オプション
　ストック・オプションについては、2023年11月10日開催の株主総会決議に基づき、取締役に対して有償にて新株予約権を付与しております。なお、有償新株予約権は、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格で発行するものであり、対象取締役に特に有利な条件とならない範囲で発行し、割り当てを行っております。割当数の決定方法は、役員各人の役位、業績及び貢献度など総合的に勘案し、株主総会で決定しております。

〔監査等委員である取締役の報酬〕
　監査等委員である取締役の報酬は、2024年11月26日開催の定時株主総会で決議された総額の範囲内で決定する固定基本報酬で構成されております。基本報酬の方針は、持続的な企業価値の向上に資する業務執行に関する適法性及び妥当性監査に関する実績及び職責を勘案し決定しております。基本報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。なお、当事業年度における役員報酬の金額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	153百万円	153百万円	－	－	3名
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）	－	－	－	－	－
社外役員	16	16	－	－	2
合計	169	169	－	－	5

（注）取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）のうち１名の報酬等の総額には、連結子会社からの役員報酬を含めております。

ハ．社外役員が当社子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役監査等委員　名子俊男は、プライム上場企業等における監査役を歴任し、他業種における豊富な経験と多岐にわたる幅広い知識・情報などに基づく高い見識を有しているほか、他の企業の役員を歴任しており、各業界からの幅広い見識及び経験から有益な助言を行えるものと判断しております。また、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏と当社との間に人的、資本的取引又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏は当社の連結子会社である株式会社オーバーラップの監査役を兼職しております。

・社外取締役監査等委員　谷田昌広は、資本市場・国際ディールの知識並びに豊富な経験を持ち、また経営者としてもプライム上場企業における財務経理・管理部門を中心に幅広く豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているほか、他の企業の役員を歴任しており、各業界からの幅広い見識及び経験から有益な助言を行えるものと判断しております。また、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏と当社との間に人的、資本的取引又は取引関係その他の利害関係はありません。その他同氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

・社外取締役監査等委員　秋里英寿は、経営・財務に関する相当程度の知見を有しているほか、他の企業の役員を歴任しており、各業界からの幅広い見識及び経験から有益な助言を行えるものと判断しております。また、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏と当社との間に人的、資本的取引又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏は当社の連結子会社である株式会社オーバーラップの取締役を兼職しておりますが、その他同氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 （常勤監査等委員）　名子　俊男	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。 他業種における豊富な経験と多岐にわたる幅広い知識・情報などに基づく高い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 （監査等委員）　谷田　昌広	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。 プライム上場企業における財務経理・管理部門での要職、及び、資本市場・国際ディールの知識並びに豊富な経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 （監査等委員）　秋里　英寿	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。 他の企業の役員を歴任しており、各業界からの幅広い見識及び経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　三優監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査報酬見積の算出根拠・算定内容についてその適切性・妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当連結会計年度において、当社は三優監査法人に対し、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任及び解任又は不再任の検討を毎年実施いたします。会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定した場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、株主総会にてその議案について必要な説明をいたします。

(4) 剰余金の配当等に関する決定方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としており、配当性向40％を目安として配当を実施する方針であります。

当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって、これらの剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。内部留保資金につきましては、当社の企業価値を持続的に向上させるべく活用してまいります。

なお、当社は、毎年２月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

2026年８月期の配当につきましては、１株当たり44.0円とさせていただきます。

連結財政状態計算書

(2026年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産)		**(負債)**	
流動資産	**7,462**	**流動負債**	**3,241**
現金及び現金同等物	3,889	営業債務及びその他の債務	1,689
営業債権及びその他の債権	2,973	借入金	470
棚卸資産	410	リース負債	75
その他の流動資産	187	未払法人所得税	340
非流動資産	**12,005**	その他の金融負債	12
有形固定資産	86	引当金	25
使用権資産	147	契約負債	64
のれん	7,679	その他の流動負債	561
無形資産	3,925	**非流動負債**	**7,168**
その他の金融資産	73	借入金	5,715
繰延税金資産	73	リース負債	74
その他の非流動資産	18	その他の金融負債	306
		引当金	49
		繰延税金負債	1,013
		その他の非流動負債	9
		負債合計	**10,409**
		(資本)	
		親会社の所有者に帰属する持分	**9,058**
		資本金	35
		資本剰余金	4,295
		利益剰余金	4,728
		資本合計	**9,058**
資産合計	**19,467**	**負債及び資本合計**	**19,467**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年9月1日から
2026年8月31日まで）

（単位：百万円）

	金額
売上収益	**8,522**
売上原価	**4,502**
売上総利益	4,020
販売費及び一般管理費	**1,621**
その他の営業費用	**5**
営業利益	2,392
金融収益	**17**
金融費用	**258**
税引前利益	2,151
法人所得税費用	**551**
当期利益	1,599
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,599

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（ご参考）連結包括利益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
当期利益	1,599
その他の包括利益	
純損益に振り替えられることのない項目	
確定給付制度の再測定	3
純損益に振り替えられることのない項目合計	3
税引後その他の包括利益	3
当期包括利益	1,603
当期包括利益の帰属	
親会社の所有者	1,603

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年８月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**811**	**流動負債**	**518**
現金及び預金	602	一年内返済予定の長期借入金	470
売掛金	131	未払金	7
前払費用	12	未払費用	1
未収収益	63	未払法人税等	1
その他	0	預り金	6
		その他	31
固定資産	**11,906**	**固定負債**	**5,822**
有形固定資産	**81**	長期借入金	5,715
建物	71	資産除去債務	49
工具、器具及び備品	9	その他	57
無形固定資産	**0**	**負債合計**	**6,341**
ソフトウエア	0	**(純資産の部)**	
		株主資本	**6,352**
投資その他の資産	**11,823**	**資本金**	**35**
関係会社株式	9,394	**資本剰余金**	**4,240**
関係会社長期貸付金	2,294	資本準備金	27
敷金及び保証金	63	その他資本剰余金	4,212
繰延税金資産	71	**利益剰余金**	**2,076**
		その他利益剰余金	2,076
		繰越利益剰余金	2,076
		新株予約権	**23**
		純資産合計	**6,375**
資産合計	**12,717**	**負債及び純資産合計**	**12,717**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
関係会社受取配当金	2,078	
その他営業収益	576	**2,654**
営業費用		**478**
営業利益		**2,176**
営業外収益		
受取利息	77	77
営業外費用		
支払利息	126	
その他	3	129
経常利益		**2,124**
税引前当期純利益		**2,124**
法人税、住民税及び事業税	1	
法人税等調整額	△68	△67
当期純利益		**2,191**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

株式会社オーバーラップホールディングス
　取締役会　御中

三優監査法人
大阪事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　西川　賢治
指定社員 業務執行社員　公認会計士　米﨑　直人

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社オーバーラップホールディングスの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社オーバーラップホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

株式会社オーバーラップホールディングス
　取締役会　御中

三優監査法人
大阪事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　西川　賢治
指定社員 業務執行社員　公認会計士　米﨑　直人

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オーバーラップホールディングスの2025年９月１日から2026年８月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第１項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示事項の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示して

いるものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月26日

株式会社オーバーラップホールディングス　監査等委員会

常勤監査等委員　名子　俊男

監査等委員　谷田　昌広

監査等委員　秋里　英寿

(注) 監査等委員名子俊男、谷田昌広及び秋里英寿は、会社法第２条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、各候補者の指名につきましては、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外取締役で構成する任意の委員会である指名報酬諮問委員会に諮ったうえで決定しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	永田（ながた）　勝治（かつはる） (1966年６月18日)	1989年４月　株式会社リクルート　入社 1996年４月　株式会社メディアファクトリー　入社 2012年２月　株式会社オーバーラップ　入社　代表取締役社長 2021年３月　株式会社オーバーラップ・プラス代表取締役 2022年７月　株式会社オーバーラップホールディングス（現当社）代表取締役社長（現任） 2023年11月　株式会社オーバーラップ・プラス取締役 2025年11月　株式会社オーバーラップ代表取締役会長（現任）	2,000,000株
	【取締役候補者とした理由】 永田勝治氏は、当社グループの創業当初より代表取締役として経営を指揮し、当社グループの事業体制を大きく発展させてきた実績があり、今後も当社グループのさらなる成長のために、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	原田　直樹（はらだ　なおき） (1981年12月13日)	2004年４月　株式会社コーエー　入社 2008年５月　株式会社メディアファクトリー　入社 2012年４月　株式会社オーバーラップ　入社 2021年３月　株式会社オーバーラップ・プラス取締役 2022年７月　株式会社オーバーラップ取締役 2023年11月　株式会社オーバーラップ代表取締役副社長 2023年11月　株式会社オーバーラップホールディングス（現当社）代表取締役副社長（現任） 2023年11月　株式会社オーバーラップ・プラス代表取締役社長（現任） 2025年11月　株式会社オーバーラップ代表取締役社長（現任）	40,000株
	【取締役候補者とした理由】 原田直樹氏は、当社グループにおけるエンターテインメント事業の拡大に大きな役割を果たしてきた実績があり、今後も当社グループのさらなる成長のために、取締役候補者といたしました。		
3	岸川　雄吾（きしかわ　ゆうご） (1977年12月11日)	2001年４月　プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社　入社 2003年３月　株式会社ゴンゾ・ディジメーション　入社 2008年４月　株式会社メディアファクトリー　入社 2018年２月　株式会社アサツーディ・ケイ　入社 2023年１月　株式会社オーバーラップ　入社 2023年６月　株式会社オーバーラップホールディングス（現当社）　入社 2023年11月　株式会社オーバーラップホールディングス（現当社）取締役管理部長（現任） 2023年11月　株式会社オーバーラップ取締役（現任） 2023年11月　株式会社オーバーラップ・プラス取締役（現任）	8,000株
	【取締役候補者とした理由】 岸川雄吾氏は、他社の経営企画・事業管理・財務等の業務を幅広く経験しており、それらの経験を活かして当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当会社（会社法上の子会社を含む）の役員等（会社法上の取締役、監査役、管理職従業員）、並びに、退任した役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を塡補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
３．各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2026年８月31日）現在の株式数を記載しております。また、代表取締役社長永田勝治の所有株式数は、同氏が代表を務める会社であるKKN合同会社が所有する株式数を含んでおります。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	名子（なご）　俊男（としお） （1960年12月８日）	1984年４月　株式会社福徳相互銀行　入行 2001年２月　株式会社トーコー　入社 2002年６月　株式会社明響社（現株式会社ゲオ）　入社 2007年12月　丸善株式会社（現丸善雄松堂株式会社）　入社 2010年８月　株式会社AQインタラクティブ(現株式会社マーベラス）入社 2013年１月　株式会社エンタースフィア監査役 2014年６月　株式会社マーベラスAQL（現株式会社マーベラス）監査役 2017年９月　株式会社トラスト・テック(現株式会社オープンアップグループ）監査役 2018年３月　公認不正検査士（CFE）登録 2018年７月　株式会社マーベラス経営顧問 2018年９月　株式会社レトリバ監査役 2019年７月　株式会社万葉監査役 2022年２月　SORABITO株式会社監査役 2023年７月　株式会社オーバーラップホールディングス（現当社）監査役 2023年７月　株式会社オーバーラップ監査役（現任） 2023年11月　株式会社オーバーラップホールディングス（現当社）社外取締役（常勤監査等委員）（現任）	400株
	【取締役候補者とした理由】 名子俊男氏は、プライム上場企業等における監査役を歴任し、他業種における豊富な経験と多岐にわたる幅広い知識・情報などに基づく高い見識を有しており、それらの経験を活かして当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	谷田　昌広（たにだ　まさひろ） (1961年3月10日)	1983年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）　入行 1999年１月　シュローダー投信投資顧問株式会社(現シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社)　入社 2000年６月　株式会社ツタヤオンライン　入社 取締役経営管理室長 2001年６月　カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社取締役 2002年６月　同社常務取締役 2006年３月　同社取締役管理本部長 2010年６月　同社事業支援本部副本部長 2011年３月　株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ入社 エグゼクティブマネージャー財務経理部・経営企画部担当 2011年７月　同社取締役財務経理部長 2015年７月　株式会社ライフエンジェル代表取締役社長 2015年11月　株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ取締役管理本部長兼財務経理部長 2017年４月　同社取締役管理本部長 2018年４月　同社取締役 2023年６月　同社シニアアドバイザー 2023年10月　株式会社オーバーラップホールディングス（現当社）社外取締役 2023年11月　株式会社オーバーラップホールディングス（現当社）社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年４月　ACワークス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年６月　株式会社Fast Fitness Japan社外取締役（監査等委員） 2024年６月　株式会社AFJ Project監査役 2026年７月　株式会社WHI Holdings 社外取締役（監査等委員）（現任）	4,000株
	【取締役候補者とした理由】 谷田昌広氏は、資本市場・国際ディールの知識並びに豊富な経験を持ち、また、経営者としてもプライム上場企業における財務経理・管理部門を中心に幅広く豊富な経験を有しており、それらの経験を活かして当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	秋里　英寿（あきさと　ひでとし） (1980年5月9日)	2005年４月　ボストンコンサルティンググループ　入社 2010年10月　株式会社ジェイド（現 ジェイドグループ株式会社）代表取締役 2013年７月　ジュピターショップチャンネル株式会社　入社 2013年７月　ベインキャピタルアジアLLC　入社 2017年８月　株式会社日本企業成長投資　パートナー（現任） 2019年９月　株式会社サング　取締役（現任） 2019年10月　金子眼鏡株式会社　取締役 2019年10月　金子ホールディングス株式会社　取締役 2021年６月　ピーロート・ジャパン株式会社　取締役 2021年８月　Four Nines Limited Director 2021年８月　株式会社フォーナインズ　取締役 2022年７月　株式会社オーバーラップ　取締役（現任） 2022年10月　Japan Eyewear Holdings株式会社　取締役（監査等委員）（現任） 2023年11月　株式会社オーバーラップホールディングス（現当社）社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年10月　株式会社テイ・アイ・シイ　取締役 2024年12月　トーテックアメニティ株式会社　取締役（現任） 2024年12月　TS株式会社　取締役（現任） 2025年12月　株式会社天光社　取締役 2026年１月　株式会社甲羅　取締役（現任） 2026年６月　Foundation株式会社　取締役（現任）	－
	【取締役候補者とした理由】 秋里英寿氏は、他企業の役員を歴任し企業経営に深く携わり、経営・財務に関する相当程度の知見を有しており、それらの経験を活かして当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．名子俊男氏、谷田昌広氏及び秋里英寿氏は社外取締役候補者であり、在任期間は本株主総会終結の時をもって、名子俊男氏は３年、谷田昌広氏は３年１ヶ月、秋里英寿氏は３年となります。

３．当社は、名子俊男氏、谷田昌広氏及び秋里英寿氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号の額の合計額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当会社（会社法上の子会社を含む）の役員等（会社法上の取締役、監査役、管理職従業員）、並びに、退任した役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を塡補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2026年８月31日）現在の株式数を記載しております。
6. 当社は、名子俊男氏及び谷田昌広氏の選任が承認された場合には、証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たすため、両氏を独立役員として指定する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内１丁目８番２号
鉄鋼ビルディング　南館４階　鉄鋼カンファレンスルーム
TEL 03－6630－2756



交通　ＪＲ 東京駅　　八重洲北口より　徒歩約２分
東京メトロ・都営地下鉄 大手町駅　Ｂ10出口より　　地下通路にて直結
東京メトロ・都営地下鉄 日本橋駅　Ａ３出口より　　徒歩約３分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。